

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

令和8年10月
大分県人事委員会

【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差等に基づく給与改定
- 5 本年の給与の改定
- 6 職員のモデル給与例
- 7 最近の給与勧告の状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の各給料表適用者14,587人（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）であり、昨年より71人減少しています（そのうち行政職給料表適用者は4,306人で、昨年より6人増加しています。）。

また、対象職員の平均年齢は41.1歳で、昨年より0.3歳低下しています（そのうち行政職給料表適用者の平均年齢は40.3歳で、昨年より0.1歳低下しています。）。

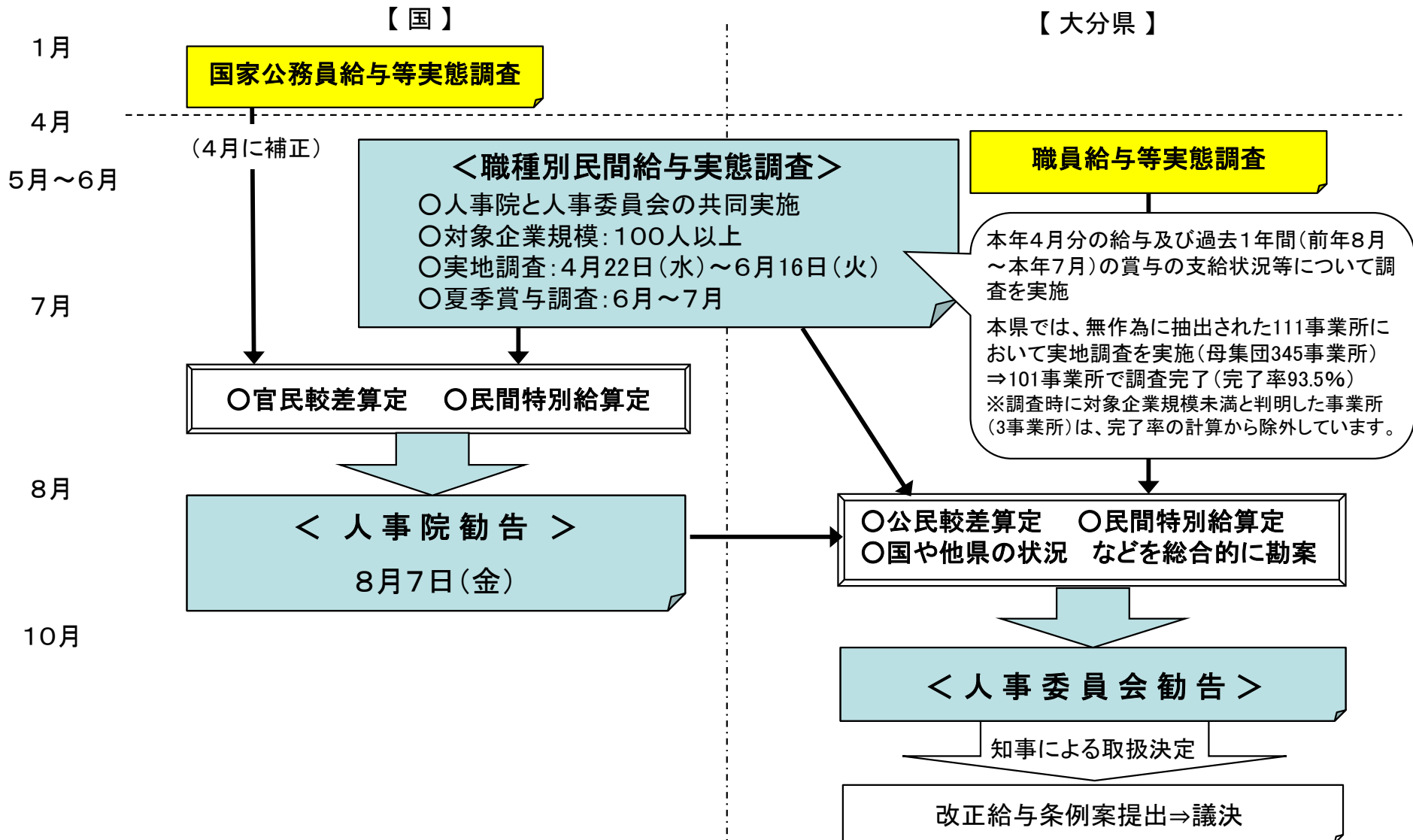
（各年4月1日現在）

項目 給料表	職員数（人）			平均年齢（歳）		
	令和8年	令和7年	増減	令和8年	令和7年	増減
行政職	4,306	4,300	6	40.3	40.4	△0.1
研究職	211	217	△6	39.9	40.3	△0.4
医療職（一）	24	25	△1	43.5	42.1	1.4
医療職（二）	163	167	△4	40.6	40.1	0.5
海事職	29	30	△1	49.3	48.7	0.6
公安職	2,050	2,032	18	39.1	39.0	0.1
教育職（一）	2,394	2,415	△21	44.9	45.4	△0.5
教育職（二）	5,409	5,471	△62	40.9	41.3	△0.4
特定任期付職員	1	1	0	x	x	x
全職種	14,587	14,658	△71	41.1	41.4	△0.3

※「x」は、調査実人員が1人の場合

2 給与勧告の手順

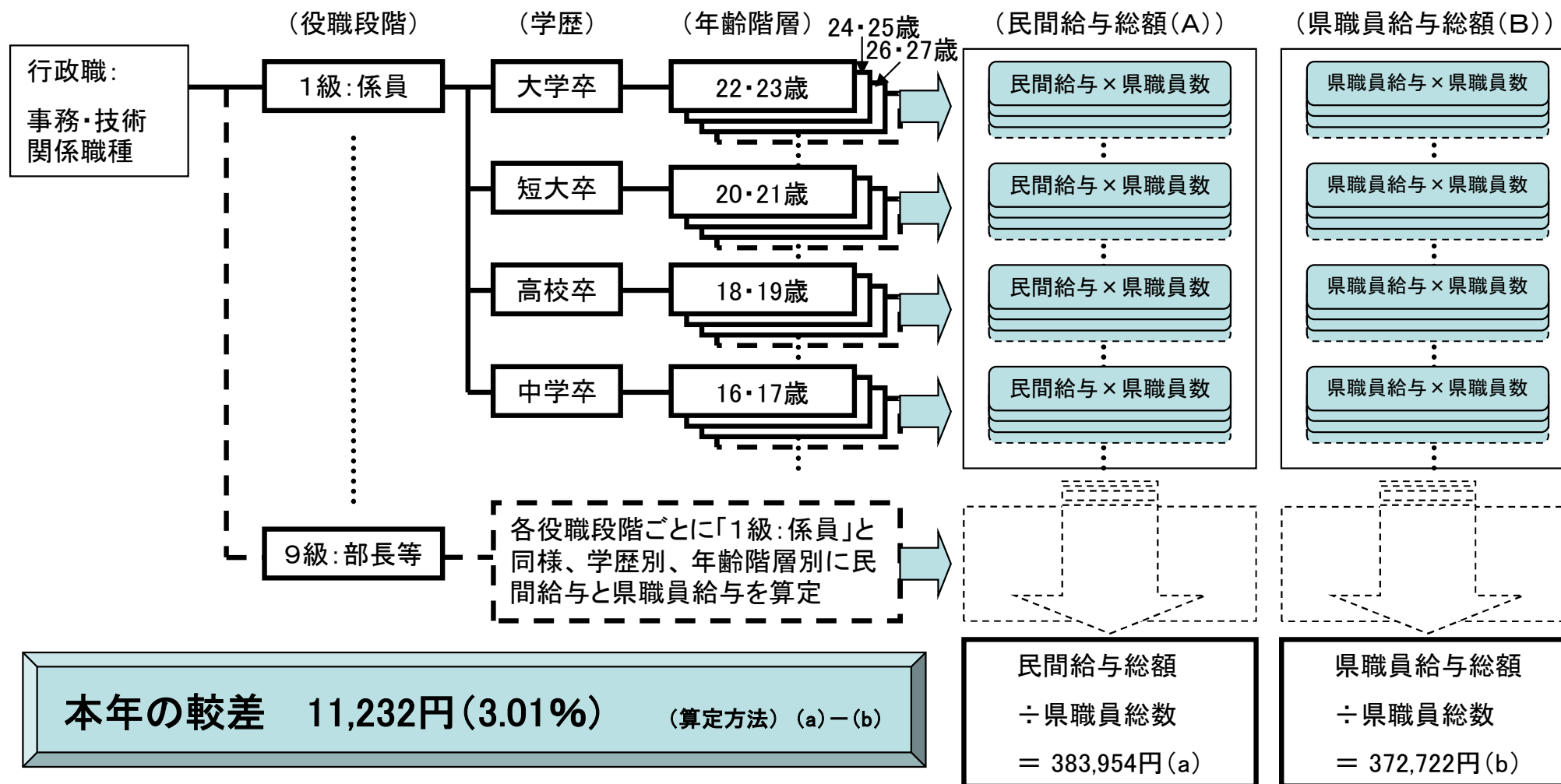
人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、職員給与の決定方式として定着しています。



3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

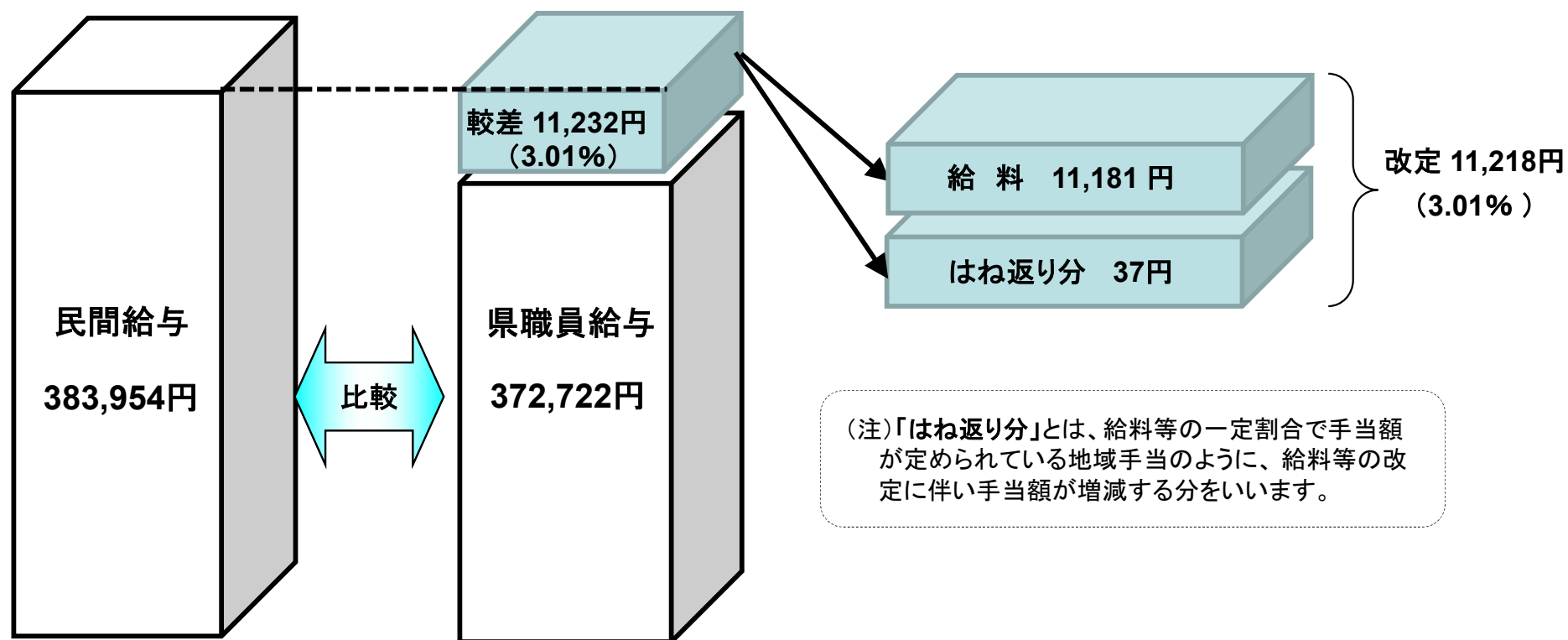


※民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

4 民間給与との較差等に基づく給与改定

地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、これらの諸情勢を総合的に勘案した結果、以下のとおり月例給の改定を行う必要があると判断しました。

【民間給与との較差と月例給の改定】



※民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

5 本年の給与の改定

～月例給、ボーナスともに引上げ～

1 給料表

- 行政職給料表（平均改定率3.3%）
 - ・ 国家公務員の俸給表の改定に関する人事院勧告に準じた上で、なお残る較差を解消するため、各号給の額に一定の率（0.36%）を乗じた給料表に改定
- その他の給料表
行政職給料表との均衡を基本に改定

2 初任給調整手当

- 医師及び歯科医師に対する手当について、人事院勧告に準じて所要の改正

3 期末手当・勤勉手当

- 民間の特別給の支給割合（4.69月）等を考慮の上、人事院勧告に準じて支給月数を0.05月分引上げ
年間支給月数 4.65月分 → 4.70月分（0.05月単位で改定）
- 支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分

4 宿日直手当

- 宿日直手当について、人事院勧告に準じて所要の改正

5 教員の給与

- 教職調整額の段階的な引上げと併せて、教職調整額が支給されない校長、教頭等の管理職員の給料月額に一定額を加算

6 実施時期等

- 給料表、初任給調整手当、宿日直手当：令和8年4月1日から実施
- 期末手当・勤勉手当：令和8年12月1日から実施
- 教員の給与：令和9年1月1日から実施

6 職員のモデル給与例

職務段階	年齢	現 行		改 定 後		年間給与の 増減額
		月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	
係 員	25歳	247,000円	4.65月	256,500円	4.70月	171,000円
	30歳	280,400円	4.65月	290,300円	4.70月	182,000円
係 長 級	40歳	345,000円	4.65月	356,700円	4.70月	216,000円
課長補佐級	50歳	402,800円	4.65月	414,900円	4.70月	230,000円
課 長 級	55歳	530,200円	4.65月	543,900円	4.70月	263,000円
部 長 級	58歳	677,100円	4.65月	693,400円	4.70月	329,000円

(注) 「月額」は、給料及び管理職手当を基礎に算出

(「課長級」については管理職手当の区分を五種(77,400円)、「部長級」については管理職手当の区分を一種(130,300円)として算出)

7 最近の給与勧告の状況

項目 年	月 例 給		主な改定内容（月例給）	期末・勤勉手当		平均年間給与	
	改定額	改定率		年 間 支給月数	対前年 増 減	増減額	増減率
平成19年	650円	0.17%	給料表の引上げ、子等に係る扶養手当の引上げ	4.50月	0.05月	30千円	0.5%
平成20年	—	—	教育職給料表の級の新設（H21実施）	4.50月	—	—	—
平成21年	△712円	△0.18%	給料表の引下げ	4.15月	△0.35月	△152千円	△2.4%
平成22年	△617円	△0.16%	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の引下げ	3.95月	△0.20月	△88千円	△1.4%
平成23年	△1,057円	△0.28%	給料表の引下げ（H24.3.1実施）	3.95月	—	△17千円	△0.3%
平成24年	—	—	55歳を超える職員の昇給制度の見直し	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	—	3.95月	—	—	—
平成26年	936円	0.26%	給料表の引上げ（H26実施） 国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じた給与改定（H27実施）	4.10月	0.15月	70千円	1.2%
平成27年	472円	0.13%	給料表の引上げ、地域手当の引上げ	4.20月	0.10月	44千円	0.7%
平成28年	521円	0.15%	給料表の引上げ 配偶者等に係る扶養手当の引下げ及び子に係る扶養手当の引上げ（H29実施）	4.30月	0.10月	44千円	0.8%
平成29年	850円	0.24%	給料表の引上げ、扶養手当の経過措置額について所要の改定	4.40月	0.10月	49千円	0.8%
平成30年	917円	0.26%	給料表の引上げ、扶養手当の経過措置額について所要の改定	4.45月	0.05月	32千円	0.5%
令和元年	635円	0.18%	給料表の引上げ、扶養手当の経過措置額について所要の改定	4.50月	0.05月	28千円	0.5%
令和2年	—	—	—	4.45月	△0.05月	△18千円	△0.3%
令和3年	—	—	—	4.30月	△0.15月	△54千円	△0.9%
令和4年	1,359円	0.39%	給料表の引上げ	4.40月	0.10月	59千円	1.0%
令和5年	3,905円	1.12%	給料表の引上げ	4.50月	0.10月	105千円	1.9%
令和6年	10,405円	2.96%	給料表の引上げ（R6実施） 国家公務員の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に準じた給与改定（R7実施）	4.60月	0.10月	201千円	3.5%
令和7年	11,058円	3.06%	給料表の引上げ、教員の処遇改善（R8.1実施）	4.65月	0.05月	206千円	3.5%
令和8年	11,218円	3.01%	給料表の引上げ	4.70月	0.05月	208千円	3.4%

（注） 1 平成25年の「平均年間給与」は、特例条例による減額前の職員給与に基づき算出

2 平成23年、平成27年、令和元年及び令和5年の「改定額」、「改定率」及び「平均年間給与」は、定期人事異動後の職員給与に基づき算出